

東松島市奨学金返還支援事業助成金等

東松島市では、地域包括ケアシステムの推進に必要な医療・介護・福祉分野の“専門職の人材確保”及び“定住促進施策”の一環として、宮城県内の事業所に就職・勤務され要件を満たす方を対象に、奨学金の返還額の一部を助成します。

■助成内容

最大 60 万円（返還助成金 60 万円）

- ① 返還助成金 申請年度内に返還した奨学金の額 上限20万円（単年度）
（単年度あたり） ※ 市外事業所で勤務されている方又は市外在住者は上限10万円
※ 助成期間は申請初年度から最長5年度まで

注意：申請年度内に宮城県内事業所を退職、又は宮城県外事業所に勤務することとなった場合は、助成金は一切支払われません。

■助成対象者

次のア又はイに該当し、①～⑥までのいずれの要件も満たす方

ア 平成28年4月1日以降に、市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において、下記②に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の全職員を除く。）

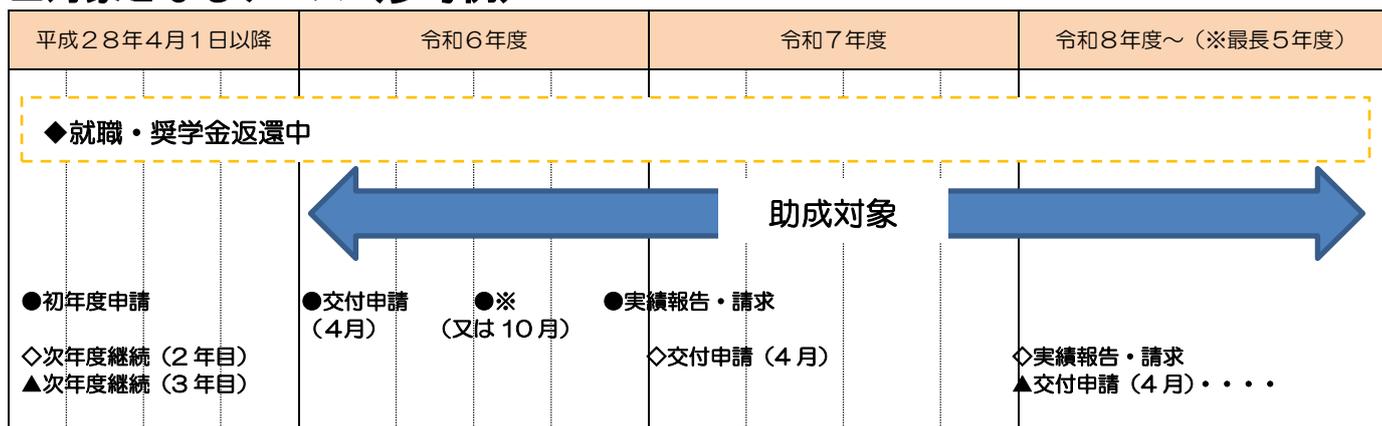
イ 平成28年4月1日以降に、宮城県内に事業所を有する事業主に正規雇用され、宮城県内事業所において、下記②に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該宮城県内事業所に勤務し、かつ、市内に居住する方（国及び地方公共団体の全職員を除く。）
ただし、アに該当する市内居住者は除く。

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- ② 看護師、准看護師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、助産師、保育士の資格を有する方
- ③ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- ④ 奨学金の返還に滞納のない方
- ⑤ 市税等に滞納のない方
- ⑥ 暴力団員等でない方

■対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ② 東松島市奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

■対象となるケース（参考例）



※年度ごとに申請手続きが必要です。また、初年度申請に限り10月申請が可能です。

■助成金の申請から交付までの流れ



■申請受付期間（令和7年度）

第1回：令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月30日（水）

第2回：令和7年10月1日（水）～ 令和8年10月31日（金）（初めての申請者のみを対象）

※ 第1回で申請・交付決定を受けた方は、第2回で申請する必要はありません。

※ 令和7年11月以降に助成対象者の要件を満たした方は、翌年4月以降に申請を受付します。

■申請方法・提出書類

※申請書等は、東松島市HPからダウンロードできます。

申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、郵送または持参により提出してください。

【添付書類】

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初回申請時に限る。）
- (2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額が明らかとなるもの
- (3) 奨学金の借入残額が明らかとなるもの
- (4) 勤務先及び就職年月日を証するもの（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
- (5) 東松島市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第3条第3号に規定する資格の取得を証するもの
- (6) 東松島市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第3条第3号に規定する資格を取得した修学先を証するもの（修学証明書、卒業証書の写し等）
- (7) 市税等に滞納がないことを証するもの又は非課税証明書（市外居住者に限る。） ※ 注意1
- (8) 上記(1)～(7)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

注意 1：「市税等に滞納がないことの証明書」を請求される際に、市税を納めてから日数が経っていない場合、納付の確認ができず発行ができない場合があります。東松島市外に居住されている方は、お住まいの市町村税証明窓口にお問い合わせ下さい。

申請窓口・お問合せはこちら

東松島市 保健福祉部福祉課 地域福祉推進係

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

電話：(代表) 0225-82-1111 (内線1186) / FAX：0225-82-1392

E-mail：houkatsu@city.higashimatsushima.miyagi.jp